

令和3年9月13日

保護者各位

静岡学園中学校・高等学校
校長 鈴木啓之

学校で生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応
について（通知）

平素より本校の新型コロナウイルス対応のご理解・ご協力をいただき誠に感謝しております。今回、県が保健所による自宅療養者への対応の重点化を図り、保健所が行ってまいりました校内での感染が確認された場合の濃厚接触者特定について、各学校が行うこととなりましたので、9月10日付けの県からの通知の内容をお知らせします。よくお読みになり、学校での生活のあり方についてお子様とよく確認していただくようお願い申し上げます。なお、家族が感染した場合等の判定はこれまで通り保健所が行います。

以下は、県から学校長宛に示された対応内容となります。

このことについて、学校で生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合、県内の感染者数の急激な増加により、一部の地域では保健所業務が逼迫しており、積極的疫学調査等を行うことが困難な状態となっております。

については、令和3年8月27日付文部科学省事務連絡「学校で生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」並びに令和3年9月3日付感新第604号「学校における新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際の濃厚接触者の特定について」に基づき、学校における濃厚接触者等の特定、判断に当たっての考え方につきまして、下記のとおりとしますので、地域の感染状況等に応じた対応をお願いします。

記

1 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で生徒や教職員の感染者が確認された場合、校長は、感染した生徒について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、特別休暇（私傷病休暇）の取得により出勤させないこととします。

2 濃厚接触者等の特定

生徒や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等の聞き取りや濃厚接触者等の特定のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言が発令されている中、急激な感染者数の増大により、保健所業務が逼迫していることから、一定の基準に基づく濃厚接触者や感染者周辺の濃厚接触者でない接触者（以下「濃厚接触者等」）の特定について、次により対応することとします。

保健所	県所管保健所	静岡市保健所	浜松市保健所
感染者	静岡市、浜松市在住以外の者	静岡市在住者	浜松市在住者
ヒアリング調査等の実施	学校	学校	保健所
濃厚接触者の特定	学校	学校	保健所
濃厚接触者リストの作成	要	要	不要
濃厚接触者への連絡	学校 (※1)	学校 (※1)	学校 (保健所から連絡があった場合)
保健所へのリスト提出	要	不要	—
保健所との協力	・リストの確認 ・行政検査を実施する場合、該当者や保護者への連絡等の協力	・リストの確認は行わない ・判断に迷った際のアドバイス等	・特定のための聞き取り調査に学校は協力する

※1・・・濃厚接触者リストを作成した時点で速やかに連絡してください。

<濃厚接触者等の考え方>

校内の濃厚接触者等の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち、当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下のいずれかに該当する生徒及び教職員とします。

濃厚接触者の条件（新型コロナウイルス対策課より）

各学校において、次のアからカのいずれかに該当する者について、「濃厚接触者リスト」を作成の上、感染者の居住地を所管する保健所に提出します（静岡市、浜松市在住者を除く。）。

ア 感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者（寮等において感染者と同室の者）

イ 1メートル以内の距離（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で互いにマスクなし（※1）で会話した者

ウ 1メートル超から2メートル未満（互いに手を伸ばした際に触れない距離）は保っていたが、必要な感染予防策なし（※2）で、感染者と15分以上の接触（会話や飲食等）があった者

エ 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動や身体接触がある運動を共にした者

オ 感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者

カ その他、感染予防対策が不十分な環境で感染者と接触した者

※1・・・マスクが不織布マスクでない場合は、マスクなしと判断します。

※2・・・必要な感染予防策については、不織布マスクを着用していたかのみならず、マスクによって鼻や口が隙間なく覆われていたかを判断します。